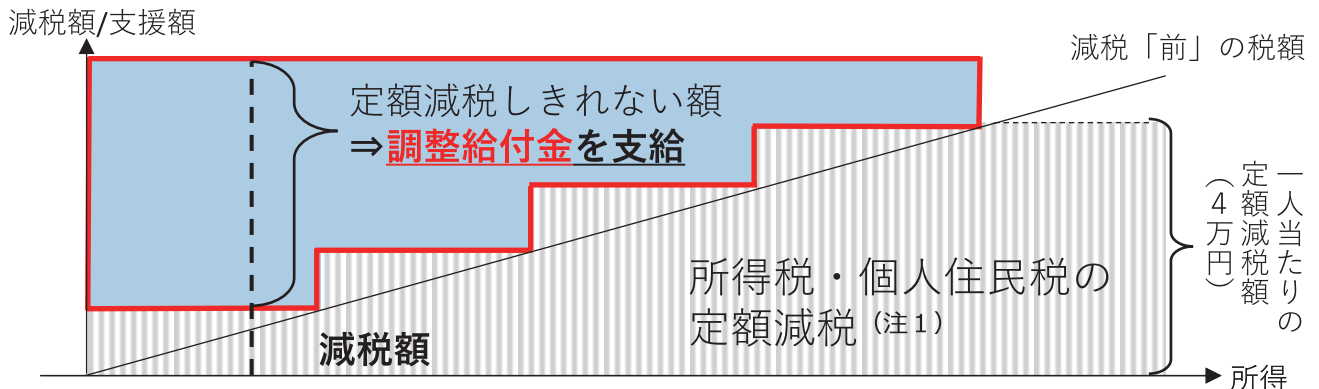


「定額減税しきれないと見込まれる方」への 給付金（「調整給付金」）のご案内

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます（注1）。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、**当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した**「調整給付金」が支給**されます（注2）。

＜調整給付金のイメージ（注3）＞



（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（注3）所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- 支給金額の具体例は、以下のとおりです。

＜例1＞一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

⇒・所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。

・**定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。**

＜例2＞4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合（注4）

⇒・所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。

・**定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。**

（注4）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

調整給付金の支給手続き

(1) 那覇市による過去の給付金事業等により口座情報が判明している方

- 対象者には市から支給予定日、支給額、支給口座が記載された**支給案内**が届きます。
- ・口座変更、辞退のご希望がない方：お手続きは不要です。
 - ・口座変更をご希望の方：**お手続きが必要**です。令和6年7月5日(金)までにオンラインにてお手続きを行うか、下記の専用コールセンターまでご連絡ください。
 - ・辞退をご希望の方：令和6年7月5日(金)までに下記の専用コールセンターまでご連絡ください。

※口座変更を行った場合、お手続きから振込まで3週間程度お時間をいただきます

(2) 上記以外の方（口座情報が判明していない方など）

那覇市から、支給内容や確認同意事項が書かれた**確認書**が届きます。
内容をご確認いただき必要事項を記入の上、同封の返信用封筒により**ご返送ください**。
※オンラインでのお手続きも可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

確認書 返送期限：令和6年10月31日（木） ※消印有効

審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。
※市が書類を受理した日から3週間後が目安です。

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。
また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

令和6年度那覇市生活支援臨時給付金・
定額減税補足給付金(調整給付)専用コールセンター

☎ 0120-673-867

受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝を除く)



※那覇市役所本庁舎駐車場は有料です。

那覇市公式HP